

株 主 各 位

第130回定時株主総会招集ご通知に際しての 法令および定款に基づくインターネット開示事項

当社は、第130回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://global.brother/ja/investor/meeting/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

- 事業報告
 - 会社の新株予約権等に関する事項 …… 1～3頁
 - 会社の体制および方針に関する事項 …… 4～8頁
- 連結計算書類
 - 連結持分変動計算書 …………… 9～12頁
 - 連結注記表 …………… 13～44頁
- 計算書類
 - 株主資本等変動計算書 …………… 45～48頁
 - 個別注記表 …………… 49～56頁

※前期（ご参考）は、監査対象外です。

ブラザー工業株式会社

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年3月31日現在）

名称	発行決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使期間	行使の条件	役員の保有状況 取締役 (社外取締役を除く)
2007年3月発行 新株予約権	2007年 2月22日	46個	普通株式 46,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 1,000円 (1株当たり1円)	2007年 3月20日から 2037年 3月19日まで	(注) 2.	新株予約権の数：7個 目的となる株式数：7,000株 保有者数：1名
2008年3月発行 新株予約権	2008年 2月28日	651個	普通株式 65,100株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2008年 3月25日から 2038年 3月24日まで	(注) 2.	新株予約権の数：188個 目的となる株式数：18,800株 保有者数：1名
2009年3月発行 新株予約権	2009年 2月26日	1,145個	普通株式 114,500株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2009年 3月24日から 2039年 3月23日まで	(注) 2.	新株予約権の数：359個 目的となる株式数：35,900株 保有者数：1名
2010年3月発行 新株予約権	2010年 2月25日	519個	普通株式 51,900株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2010年 3月24日から 2040年 3月23日まで	(注) 2.	新株予約権の数：242個 目的となる株式数：24,200株 保有者数：2名 (注) 3.
2011年3月発行 新株予約権	2011年 2月28日	432個	普通株式 43,200株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2011年 3月24日から 2041年 3月23日まで	(注) 2.	新株予約権の数：202個 目的となる株式数：20,200株 保有者数：2名 (注) 3.
2012年3月発行 新株予約権	2012年 2月29日	446個	普通株式 44,600株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2012年 3月24日から 2042年 3月23日まで	(注) 2.	新株予約権の数：282個 目的となる株式数：28,200株 保有者数：3名 (注) 3.
2013年3月発行 新株予約権	2013年 2月25日	366個	普通株式 36,600株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2013年 3月22日から 2043年 3月21日まで	(注) 2.	新株予約権の数：347個 目的となる株式数：34,700株 保有者数：4名 (注) 3.
2014年3月発行 新株予約権	2014年 3月4日	308個	普通株式 30,800株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2014年 3月28日から 2044年 3月27日まで	(注) 2.	新株予約権の数：258個 目的となる株式数：25,800株 保有者数：4名 (注) 3.
2015年3月発行 新株予約権	2015年 2月23日	373個	普通株式 37,300株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2015年 3月19日から 2045年 3月18日まで	(注) 2.	新株予約権の数：232個 目的となる株式数：23,200株 保有者数：4名 (注) 3.
2016年3月発行 新株予約権	2016年 3月1日	522個	普通株式 52,200株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2016年 3月25日から 2046年 3月24日まで	(注) 2.	新株予約権の数：434個 目的となる株式数：43,400株 保有者数：6名 (注) 3.

名称	発行決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使期間	行使の条件	役員の保有状況 取締役 (社外取締役を除く)
2017年3月発行 新株予約権	2017年 3月1日	297個	普通株式 29,700株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2017年 3月25日から 2047年 3月24日まで	(注) 2.	新株予約権の数：247個 目的となる株式数：24,700株 保有者数：6名 (注) 3.
2018年3月発行 新株予約権	2018年 3月1日	283個	普通株式 28,300株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2018年 3月27日から 2048年 3月26日まで	(注) 2.	新株予約権の数：241個 目的となる株式数：24,100株 保有者数：6名
2018年7月発行 新株予約権	2018年 6月26日	379個	普通株式 37,900株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2018年 7月20日から 2048年 7月19日まで	(注) 2.	新株予約権の数：314個 目的となる株式数：31,400株 保有者数：6名
2019年7月発行 新株予約権	2019年 6月24日	414個	普通株式 41,400株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2019年 7月18日から 2049年 7月17日まで	(注) 2.	新株予約権の数：353個 目的となる株式数：35,300株 保有者数：6名
2020年7月発行 新株予約権	2020年 6月24日	391個	普通株式 39,100株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2020年 7月18日から 2050年 7月17日まで	(注) 2.	新株予約権の数：341個 目的となる株式数：34,100株 保有者数：6名
2021年7月発行 新株予約権	2021年 6月23日	351個	普通株式 35,100株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2021年 7月17日から 2051年 7月16日まで	(注) 2.	新株予約権の数：351個 目的となる株式数：35,100株 保有者数：6名

(注) 1. 新株予約権と引換えに払込は要しない。

2. 左記の行使期間にかかわらず、新株予約権者は当社および当社子会社ならびにそれらがその総株主の議決権の40%以上を有する会社の取締役、監査役、執行役員および理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1年を経過した日から起算して5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できる。
3. 上記の新株予約権の数は、当社の執行役員（グループ執行役員を含む）の地位にあったときに付与されたものを含んでおりません。

(2) 当期中に職務執行の対価として執行役員に交付した新株予約権の状況

執行役員（取締役を兼務する者を除く）への交付状況

名称	発行決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使期間	行使の条件	交付者数
2021年7月発行新株予約権	2021年6月23日	264個	普通株式 26,400株 (新株予約権1個につき100株)	(注) 1.	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)	2021年7月17日から 2051年7月16日まで	(注) 2.	13名

(注) 1. 新株予約権と引換えに払込は要しない。

2. 左記の行使期間にかかわらず、新株予約権者は当社および当社子会社ならびにそれらがその総株主の議決権の40%以上を有する会社の取締役、監査役、執行役員および理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1年を経過した日から起算して5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できる。

会社の体制および方針に関する事項

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、企業行動憲章「ブラザーグループグローバル憲章」ならびにブラザーグループとしての「CSR経営」の考え方にに基づき、企業価値の継続的な向上とすべてのステークホルダーから尊敬される企業グループの基盤を構築するため、以下のとおりブラザーグループの業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を定めております。この基本方針は、経営環境の変化等に対応し、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の整備に努めるものとします。

1) コンプライアンス体制

- ① 役員・使用人等の法令等の順守について、企業行動憲章・ブラザーグループ社会的責任に関する基本原則を定めております。また、取締役会規則・社内規程等を設け、取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制をとっております。
- ② 代表取締役社長（または指名する執行役員）を長とするコンプライアンス委員会を設置し、また、コンプライアンス専任者を任命して、グループにおけるコンプライアンス活動（教育啓蒙活動、相談通報窓口運営）を統括しております。
- ③ グループ会社の役員・使用人等に対して、コンプライアンスの集合研修を実施し、コンプライアンス意識のさらなる浸透を図っております。
- ④ コンプライアンス委員会においてコンプライアンス相談通報窓口を運営し、グループ会社の役員・使用人等からの相談通報を受け付けて、その重要度・緊急度等に応じて対応しております。また、ブラザーグループの経営に重要な影響をおよぼすコンプライアンス上のリスクが発生したもしくは発生が予見された場合には、コンプライアンス委員会において対応方針を協議・決定し、速やかに対応を実施することとしております。
- ⑤ コンプライアンス行動基準において反社会的勢力・団体との関係を遮断する基本方針を示し、外部専門家と連携しながら、不当要求に対して毅然とした姿勢で対応する体制を構築しております。
- ⑥ 本社部門に加え、主要なグループ子会社に法務部門・担当者を設置するとともに、取締役・使用人等へ法令教育活動を必要に応じて行っております。

2) 取締役の職務執行に関する情報の保存・管理の体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書等（電子データを含む）で保存し、情報管理委員会を設け、社内規程に従い適切に保存・管理する体制をとっております。また、監査役・内部監査部が文書等の閲覧・複写を求めたときは、いつでもその求めに応じております。

3) リスク管理体制

- ① 代表取締役社長を長とするリスク管理委員会を設置し、ブラザーグループの総合的なリスク管理体制の整備等を行っております。また、その実施状況については定期的に取締役会に報告を行う体制をとっております。
- ② 事業リスクについては、各部門ならびにグループ子会社のリスク責任者を中心に評価・対応等を行う体制を構築し、また、グループ全般にかかわる重要なリスクについてはリスク管理委員会において評価・対応状況等の管理を行っております。
- ③ リスク管理委員会の下部組織として、コンプライアンス・製品安全・輸出管理・情報管理・環境・安全衛生・防災といった個別リスクについては委員会を設置し、代表取締役社長（または指名する執行役員）が対応責任者として、リスクの把握と通減、ならびにリスク顕在化時の対応を行っていくリスク管理体制をとっております。特に、製品安全については、より安全な製品をお客様に提供するため、「製品安全に関する基本方針」および「製品安全自主行動計画」を定めております。
- ④ 経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合は、リスク管理委員長のもと機動的な対応を行う危機管理体制を構築することとしております。
- ⑤ 内部監査部は、代表取締役社長の指示により、当社の各部門・グループ子会社のリスク対応状況を検証し、代表取締役社長・監査役に報告しております。

4) 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を設け、業務執行と監督を分離しガバナンス強化を図るとともに、事業部制を採用し、迅速な意思決定と業務執行を行える体制をとっております。
- ② 取締役会は、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じ開催される臨時取締役会において、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っております。また、役付執行役員を中心に構成される戦略会議を毎月開催し、ブラザーグループの経営戦略や予算の立案および重要な業務執行の審議等を機動的に行う体制をとっております。
- ③ 取締役会規則・社内規程等を設け、権限委譲・担当業務の範囲の明確化により、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制をとっております。
- ④ 社内規程・グループ規程を制定し、グループ子会社に対して当社に事前承認すべき事項および報告事項等を定めることにより、グループ子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制をとっております。

5) グループガバナンス体制

- ① 統一的なグループガバナンス体制構築のため、企業行動憲章・グループ規程・社内規程等を定めるとともに、当社における管理部門がグループ子会社各社の重要な業務執行状況を把握する統一的なグループガバナンス体制を構築しております。
- ② 連結財務諸表等の財務報告については、信頼性を確保するための体制整備と運用をグループ全体にわたって推進しております。また、毎年、維持・改善をしております。

- ③ 主要なグループ子会社には当社役員・執行役員・使用人を当該会社の役員として派遣することで、グループ子会社の管理・監督を行っております。
- ④ 監査役・内部監査部によるグループ子会社への定期的な監査実施の体制を構築しております。
- ⑤ グループ子会社自身のガバナンス体制構築のため、組織の構築、社内規程の制定を求めています。

6) 監査役会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役会の要請に応じ、その職務を補助するため、監査役室を設置し、監査役直属の使用人を数名置いております。

7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および前号の使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役室の人事異動についてはあらかじめ監査役の同意を得て行い、また、その人事評価は監査役が行っております。

8) 監査役への報告に関する体制および報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ブラザーグループの取締役および使用人等が不正の行為、法令・定款に違反する行為およびそのおそれのある事実その他監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、適時に監査役に報告することとしております。また監査役に報告した者が、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しております。

9) 監査役会の職務の執行について生ずる費用に関する事項

監査役会の立案する監査活動等に必要な費用の計画に基づき、その費用を適時前払または償還しております。また立案された計画以上の費用が必要な場合は、監査役から代表取締役または取締役会への要請に応じて追加します。

10) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 常勤の監査役は、戦略会議その他重要な会議・委員会に出席しております。
- ② 監査役は、定期的に、代表取締役社長および他の取締役、執行役員、会計監査人ならびに内部監査部と意見交換を行い、また、グループ子会社監査役と定期的な連絡会を開催するとともに、随時情報交換しております。

(2) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当期における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

1) コンプライアンス体制

コンプライアンスを担当する部門が主導し、当社および各グループ子会社における教育啓蒙活動やコンプライアンス相談通報窓口運営を推進しました。なお、当期、コンプライアンス委員会を4回開催しました。

2) リスク管理体制

- ・リスク管理委員会を3回開催し、各部門ならびにグループ子会社のリスク責任者から収集した情報に基づき、ブラザーグループの重要リスクの選定と対応策の検討を行いました。
- ・コンプライアンス・製品安全・輸出管理・情報管理・環境・安全衛生・防災といった個別リスクの各委員会を定期的または臨時に開催し、各リスクの把握と遁滅、ならびにリスク顕在化時の対応を行いました。

3) グループガバナンス体制

- ・グループ規程・社内規程等に基づき、関係会社に関する管理項目（事前承認事項・報告事項）について、当社に対し付議・報告がなされ、グループ子会社各社の重要な業務執行状況を把握しております。
- ・当期の計画に従い、国内外のグループ子会社に対し、監査役または内部監査部による監査を実施しました。

4) 取締役等の職務執行

当期は、役付執行役員を中心に構成される戦略会議を50回開催し、ブラザーグループの経営戦略や予算の立案および重要な業務執行の審議等を機動的に行い、取締役会に適宜報告しました。また、取締役会を12回開催し、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行いました。

5) 監査役等の職務執行

監査役会で定めた当期の監査計画の基本方針に従い、取締役会、戦略会議およびリスク管理委員会等重要な会議・委員会への出席、ならびに代表取締役社長、他の取締役、執行役員、会計監査人、内部監査部、グループ子会社の監査役（監査役に相当する者を含む）と定期的に、または随時、意見交換を行いました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の成長のために必要な内部留保の確保やキャッシュ・フローの状況などを総合的に勘案しつつ、安定的かつ継続的な株主還元を行うことを基本方針としております。

2022年3月期の配当金につきましては、期末配当を1株当たり34円とし、すでに実施済みの第2四半期末配当（1株当たり30円）とあわせ、2021年3月期から4円の増配となる、1株当たり年間64円の配当といたしました。なお、株主還元と資本効率の向上、および機動的な資本政策を遂行するため、100億円を上限として、自己株式の取得を開始しております。

2024年度を最終年度とする中期戦略「CS B2024」においては、未来に向けた先行投資を行う一方で、1株当たり年間68円の配当を下限水準とし、業績状況等に応じて配当水準の引き上げを含めた追加的な株主還元を検討します。加えて、自己株式の取得については機動的に実施してまいります。

連結持分変動計算書

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

科目	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素 在外営業活動体の 換算差額
2021年4月1日時点の残高	19,209	17,652	509,662	△2,477	△60,998
当期利益	—	—	61,030	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	35,586
当期包括利益合計	—	—	61,030	—	35,586
自己株式の取得	—	—	—	△3,009	—
自己株式の処分（ストック・オプションの行使による処分を含む）	—	△54	—	57	—
配当金	—	—	△16,397	—	—
株式に基づく報酬取引	—	117	—	—	—
支配継続子会社に対する持分変動	—	149	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	614	—	—
所有者との取引額等合計	—	213	△15,783	△2,951	—
2022年3月31日時点の残高	19,209	17,866	554,910	△5,428	△25,411

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

親会社の所有者に帰属する持分

科目	その他の資本の構成要素			合計	非支配持分	合計
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	確定給付負債(資産)の純額の再測定	合計			
2021年4月1日時点の残高	—	—	△60,998	483,050	16,657	499,707
当期利益	—	—	—	61,030	484	61,515
その他の包括利益	△3,216	3,830	36,200	36,200	18	36,219
当期包括利益合計	△3,216	3,830	36,200	97,231	503	97,734
自己株式の取得	—	—	—	△3,009	—	△3,009
自己株式の処分(ストック・オプションの行使による処分を含む)	—	—	—	3	—	3
配当金	—	—	—	△16,397	△249	△16,647
株式に基づく報酬取引	—	—	—	117	—	117
支配継続子会社に対する持分変動	—	—	—	149	△16,845	△16,695
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	3,216	△3,830	△614	—	—	—
所有者との取引額等合計	3,216	△3,830	△614	△19,135	△17,094	△36,230
2022年3月31日時点の残高	—	—	△25,411	561,146	65	561,211

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

前連結会計年度（ご参考）（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

科目	親会社の所有者に帰属する持分				その他の資本の構成要素 在外営業活動体の 換算差額
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
2020年4月1日時点の残高	19,209	17,632	491,803	△2,597	△97,526
当期利益	—	—	24,520	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	36,528
当期包括利益合計	—	—	24,520	—	36,528
自己株式の取得	—	—	—	△17	—
自己株式の処分（ストック・オプションの行使による処分を含む）	—	△100	—	137	—
配当金	—	—	△14,830	—	—
株式に基づく報酬取引	—	120	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	8,170	—	—
所有者との取引額等合計	—	20	△6,660	120	—
2021年3月31日時点の残高	19,209	17,652	509,662	△2,477	△60,998

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

親会社の所有者に帰属する持分

科目	その他の資本の構成要素			合計	非支配持分	合計
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	確定給付負債(資産)の純額の再測定	合計			
2020年4月1日時点の残高	—	—	△97,526	428,520	16,650	445,171
当期利益	—	—	—	24,520	138	24,659
その他の包括利益	6,057	2,112	44,698	44,698	116	44,814
当期包括利益合計	6,057	2,112	44,698	69,219	255	69,474
自己株式の取得	—	—	—	△17	—	△17
自己株式の処分(ストック・オプションの行使による処分を含む)	—	—	—	37	—	37
配当金	—	—	—	△14,830	△248	△15,079
株式に基づく報酬取引	—	—	—	120	—	120
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△6,057	△2,112	△8,170	—	—	—
所有者との取引額等合計	△6,057	△2,112	△8,170	△14,689	△248	△14,938
2021年3月31日時点の残高	—	—	△60,998	483,050	16,657	499,707

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております)

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、「当社グループ」）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しております。ただし、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 110社

主要な連結子会社の名称

ブラザー販売(株)、ブラザーインターナショナル(株)、ブラザーインターナショナルコーポレーション (U. S. A.)、ブラザーインダストリーズ (U. S. A.)、ブラザーインダストリーズ (U. K.)、ブラザーインターナショナル (ヨーロッパ)、兄弟国際 (香港) 有限公司、(株)エクシング、(株)ニッセイ、ドミノプリンティングサイエンス

なお、Lake image systems France, Lake Image Systems Asiaは清算により、連結の範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 7社

主要な会社の名称

昭和精機(株)

(4) 会計方針に関する事項

1) 連結の基礎

① 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を加えております。当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結計算書類の作成に際して消去しております。

子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されております。

支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得又は損失は純損益で認識しております。

② 関連会社及び共同支配企業

関連会社とは、当社グループが当該企業に対し、財務及び営業の方針に重要な影響力を有しているものの、支配又は共同支配をしていない企業をいいます。

共同支配企業とは、複数の当事者が共同支配により重要な経済活動を行う契約上の取決めに基づいている企業をいいます。

関連会社への投資は持分法により会計処理しております。持分法の下では、投資は当初は原価で計上され、その後は関連会社の純資産に対する連結会社の持分の取得後の変動に応じて投資額を変動させております。関連会社に対する投資には、取得に際して認識されたのれん（減損損失累計額控除後）が含まれており、償却はしていません。

関連会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該関連会社の財務諸表に調整を加えております。

2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社グループが発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価、非支配持分の金額、及び取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計額が識別可能な資産及び負債の正味の公正価値を超過する場合は、その差額を連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、その差額を直ちに連結損益計算書において収益として計上しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取得関連コストは、発生時に費用処理しております。

非支配持分は、公正価値又は被取得企業の識別可能資産に対する非支配持分の比例割合で測定しています。この測定方法の選択は取引ごとに行っております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。取得日時点で存在していた事実と状況を、取得日当初に把握していたとしたら認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間（以下、「測定期間」）に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は最長で1年間であります。

非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からのれんは認識しておりません。段階的に行われる企業結合の場合、以前より保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得又は損失は純損益で認識しております。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産及び繰延税金負債及び従業員給付契約に関連する資産又は負債は、国際会計基準第12号「法人所得税」及び国際会計基準第19号「従業員給付」に従って測定しております。
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約を置き換える、当社グループが発行する負債もしくは資本性金融商品は、国際財務報告基準第2号「株式に基づく報酬」に従って測定しております。
- ・国際財務報告基準第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループは当該基準書に従って測定しております。

3) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識し、連結損益計算書において「その他の収益」又は「その他の費用」に計上しております。ただし、財務活動に係る換算差額は連結損益計算書において「金融収益」又は「金融費用」に計上しております。なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については著しい変動のない限り平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益に「在外営業活動体の換算差額」として認識しており、累計額は資本の「その他の資本の構成要素」に分類しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として振替えられます。

在外営業活動体の取得により生じたのれん及び公正価値修正は、報告期間末時点での在外営業活動体の資産及び負債として換算を行い、換算差額は、その他の包括利益に「在外営業活動体の換算差額」として認識しており、累計額は資本の「その他の資本の構成要素」に分類されます。

4) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しております。

資本性金融商品は、原則としてその他の包括利益を通じて公正価値で測定されるものへの取消不能な指定をしております。公正価値で測定される負債性金融商品は、事業モデルの目的が契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方によって達成されている場合、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下の通り測定しております。

(a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定していません。

実効金利は、当該金融資産の予想残存期間を通じての、将来の現金受取額の見積額を、正味帳簿価額まで正確に割り引く利率です。実効金利法による利息収益は純損益に認識し、連結損益計算書上「金融収益」に含めて計上しております。償却原価で測定する金融資産の認識を中止した場合、資産の帳簿価額と受け取った対価又は受取可能な対価との差額は純損益として認識しており、連結損益計算書上「その他の収益」又は「その他の費用」に含めて計上しております。

(b) 公正価値により測定される金融資産

デリバティブ以外の公正価値により測定される金融資産の公正価値の変動額及び処分損益は純損益として認識しており、連結損益計算書上「その他の収益」又は「その他の費用」に含めて計上しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額及び処分損益はその他の包括利益として認識しており、その累計額はその他の資本の構成要素に認識後、利益剰余金に振替えております。なお、当該金融資産からの配当金については、連結損益計算書上「金融収益」の一部として純損益に認識しております。

(iii) 金融資産の減損

償却原価により測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品及びリース債権に係る予想信用損失について、貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに、当初認識時と比べた信用リスクの著しい増大の有無を検証しております。なお、当社グループは、特定の金融資産が報告日現在で信用リスクが低いと判断される場合には、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識時以降に著しく増大していないと評価しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識時以降に著しく増大している場合又は信用減損金融資産については、全期間の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。著しく増大していない場合には、12ヶ月間の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。予想信用損失は、契約に基づいて受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の割引現在価値に基づいて測定しております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

なお、営業債権及びリース債権については当初認識時から全期間の予想信用損失を認識していません。

金融資産に係る損失評価引当金の繰入額又は貸倒引当金を減額する場合における、貸倒引当金の戻入額は、連結損益計算書上「その他の費用」又は「その他の収益」に含めて純損益で認識しております。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産に対する留保持分及び関連して支払う可能性がある負債を認識いたします。

② 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、デリバティブ以外のすべての金融負債について、償却原価で測定される金融負債に分類しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、デリバティブを除いて直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

デリバティブ以外の金融負債の当初認識後の測定は、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による利息費用は、連結損益計算書上「金融費用」として、認識が中止された場合の利得及び損失は、「その他の収益」又は「その他の費用」に含めてそれぞれ純損益として計上しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止いたします。

③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的に強制可能な権利を現在有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書上で純額で表示しております。

④ ヘッジ会計及びデリバティブ

デリバティブは、デリバティブ契約が締結された日の公正価値で当初認識し、当初認識後は各報告期間の末日の公正価値で再測定されます。

当社グループは、認識されている金融資産と負債及び将来の取引に関するキャッシュ・フローを確定するため、為替予約などのデリバティブを利用しております。グループ内規程に基づき、投機目的、ディーリング目的のデリバティブは保有しておりません。

なお、上記デリバティブについて、ヘッジ目的で保有しているが、ヘッジ会計の要件を満たしていないものもあり、それらについては公正価値の変動は即時に純損益として認識し、連結損益計算書上「その他の収益」又は「その他の費用」に含めております。ただし、財務活動に係るデリバティブについての公正価値の変動は連結損益計算書上「金融収益」又は「金融費用」に含めております。なお、キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動の有効部分はその他の包括利益として認識しております。

ヘッジの開始時点においては、ヘッジ関係がヘッジ会計の適格要件を満たすかどうかを評価するために、リスク管理目的や様々なヘッジ取引を行うための戦略に従い、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係について文書化しています。さらに、ヘッジの開始時及び継続的に、ヘッジ手段がヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動を相殺するのに有効であるかどうかを評価しております。

具体的には、下記項目のすべてを満たす場合においてヘッジが有効と判断しております。

- (i) ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的關係があること
- (ii) 信用リスクの影響が、経済的關係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと
- (iii) ヘッジ関係のヘッジ比率が実際に使用しているヘッジ対象とヘッジ手段の数量から生じる比率と同じであること

ヘッジ関係がヘッジ比率に関するヘッジ有効性の要求に合致しなくなったとしても、リスク管理目的が変わっていない場合、ヘッジの要件を再び満たすようにヘッジ関係のヘッジ比率を調整しております。

予定取引に対してキャッシュ・フロー・ヘッジを適用するのは、当該予定取引の発生可能性が非常に高い場合に限ります。

ヘッジ会計の適格要件を満たすヘッジ関係については以下のように会計処理しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

当社グループは、ヘッジ会計の手法としてキャッシュ・フロー・ヘッジのみを行っております。

ヘッジ手段に係る公正価値の変動額のうち、有効部分であるキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金はその他の包括利益として認識し、非有効部分は連結損益計算書において即時に純損益として認識しております。

ヘッジされた予定取引がその後非金融資産もしくは非金融負債の認識を生じる場合、又は、非金融資産もしくは非金融負債に係るヘッジされた予定取引が、公正価値ヘッジが適用される確定約定となった場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を直接、当該資産又は負債の当初原価又はその他の帳簿価額に振替えております。

上記以外のキャッシュ・フロー・ヘッジに係るキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、ヘッジされた予想将来キャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期間に、純損益に振替えております。

ただし、当該金額が損失であり、当該損失の全部又は一部が将来の期間において回収されないと予想する場合には、回収が見込まれない金額を、直ちに純損益に振替えております。

ヘッジ会計を中止する場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生が依然見込まれる場合には、当該キャッシュ・フローが発生するまでキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に残し、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合には、純損益に直ちに振替えております。

5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価又は正味実現可能価額のいずれか低い金額で計上されます。正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産の現在の保管場所及び状態に至るまでに要したすべてのコストを含んでおり、主に加重平均法に基づいて算定されております。

7) 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

有形固定資産の取得原価には、当該資産の取得に直接関連するコスト、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下の通りであります。

- ・建物及び構築物 3～60年
- ・機械装置 3～20年
- ・工具、器具及び備品 2～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は各年度末に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

有形固定資産は、処分時、もしくは継続的な使用又は処分から将来の経済的便益が期待されなくなった時に認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該資産の認識の中止時に純損益に含めており、連結損益計算書上「その他の収益」又は「その他の費用」に含めて計上しております。

8) 投資不動産

投資不動産とは、賃貸収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産であります。

当社グループは、投資不動産の測定に「原価モデル」を採用しております。投資不動産の当初認識は取得原価によって行われ、その後は減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示しております。

投資不動産の減価償却は、以下の見積耐用年数にわたり、定額法により計算しております。

- 建物及び構築物 3～60年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、每期見直しを行い、必要に応じて改定しております。

9) のれん及び無形資産

① のれん

子会社の取得により生じたのれんは、無形資産に計上しております。

当社グループは、のれんを取得日時時点で測定した取得対価、非支配持分の金額、及び取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計額から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額を控除した額として測定しております。

また、のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額にて計上しており、償却は行わず、少なくとも年1回、又は減損の兆候が存在する場合にはその都度減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において純損益として「その他の費用」に含めて計上しており、その後ののれんの減損損失の戻入れは、行っておりません。

② 開発費の資産化

新しい科学的又は技術的知識の獲得のために行われる研究活動に対する支出は、発生時に費用計上しております。開発活動による支出については、以下のすべての条件を満たしたことを立証できる場合にのみ、資産計上しております。

- (a) 使用又は売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- (b) 無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図
- (c) 無形資産を使用又は売却できる能力
- (d) 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創設する方法
- (e) 無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上、及びその他の資源の利用可能性
- (f) 開発期間中の無形資産に起因する支出を信頼性をもって測定できる能力

自己創設無形資産の当初認識額は、無形資産が上記の認識条件のすべてを満たした日から開発完了までに発生したコストの合計額であります。償却は、開発に費やした資金が回収されると見込まれる期間（2～5年）で定額法により行い、当該償却累計額及び減損損失累計額を当初認識額より控除した金額で連結財政状態計算書に計上しております。

なお、上記の資産計上の要件を満たさない開発コスト及び研究活動に関する支出は、発生時に費用処理しております。

③ その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。また、企業結合で取得した無形資産は、取得日の公正価値で測定されます。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下の通りであります。

- ・ ソフトウェア 2～5年
- ・ 特許権 8～10年
- ・ 顧客関連資産 15年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は各年度末に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

なお、耐用年数を確定できない無形資産については、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額にて計上しており、償却は行わず、少なくとも年1回、又は減損の兆候が存在する場合にはその都度減損テストを実施しております。

無形資産は、処分時、もしくは継続的な使用又は処分から将来の経済的便益が期待されなくなった時に認識を中止しております。無形資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該資産の認識の中止時に純損益として認識しており、連結損益計算書上「その他の収益」又は「その他の費用」に含めて計上しております。

10) 売却目的で保有する非流動資産

当社グループは、継続的な使用ではなく、売却により回収が見込まれる非流動資産及び処分グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却を確約しているものについては、売却目的で保有する非流動資産及び処分グループとして分類し、減価償却又は償却は行わず、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。

11) リース

(借手側)

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始時に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

(貸手側)

当社グループは、リースをオペレーティング・リース又はファイナンス・リースのいずれかに分類しております。原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合には、ファイナンス・リースに分類し、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するものではない場合には、オペレーティング・リースに分類しております。

ファイナンス・リース取引においては、リース開始日に、ファイナンス・リースに基づいて所有している資産を連結財政状態計算書に認識し、それらを正味リース投資未回収額に等しい金額で債権として計上しております。

オペレーティング・リース取引においては、対象となる資産を連結財政状態計算書に計上しており、受取リース料は連結損益計算書においてリース期間にわたって定額法により収益として認識しております。

12) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに各資産又は資産が属する資金生成単位（又はそのグループ）に対して、減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候が存在する場合は、減損テストを実施しております。減損テストの実施単位である資金生成単位（又はそのグループ）については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから独立したキャッシュ・フローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位（又はそのグループ）としております。合理的で一貫性のある配分方法が識別できる場合、全社資産についても、個々の資金生成単位に配分されております。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、適切な資金生成単位に配分し、減損の兆候に関わらず、少なくとも年1回、又は減損の兆候がある場合にはその都度減損テストを実施しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。売却コスト控除後の公正価値の算定については、利用可能な公正価値指標に裏付けられた適切な評価モデルを使用しています。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に当該超過額を認識しており、連結損益計算書上「その他の費用」に含めて計上しております。資金生成単位（又はそのグループ）に関連して認識した減損損失は、まず、その単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、のれんの帳簿価額を超過する減損損失については、資金生成単位（又はそのグループ）内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するようにしております。

減損損失の戻入は、過去に認識した減損損失を戻入れる可能性を示す兆候が存在し、回収可能価額の見積りを行った結果、回収可能価額が帳簿価額を上回る場合に行っております。戻入れる金額は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限としております。なお、のれんに関連する減損損失は戻入れいたしません。

13) 借入コスト

意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産に関して、その資産の取得、建設又は製造に直接起因する借入コストは、当該資産の取得原価の一部として資産化しております。その他の借入コストはすべて、発生した期間に純損益として認識しております。

14) 従業員給付

① 退職後給付

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付制度として、確定給付制度と確定拠出制度を採用しております。

確定拠出制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職給付制度であり、確定給付制度は、確定拠出制度以外の退職給付制度であります。

当社及び一部の連結子会社は、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用を、主として年金数理人により予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定し、連結財政状態計算書上「退職給付に係る負債」として、又は「その他の非流動資産」に含めて計上しております。この計算により積立超過がある場合は、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額形式で利用可能な経済的便益の現在価値を上限として、資産として計上しております。

また、他の当事者が確定給付制度債務の決済のために必要とされる一部又はすべての支出を補填することがほぼ確実な場合には、当該補填の権利を資産として認識しており、連結財政状態計算書上、「保険積立金」の一部として「その他の非流動資産」に含めて計上しております。

確定給付制度の再測定による差額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振替えております。

制度改定又は縮小により生じた確定給付制度債務の現在価値の変動である過去勤務費用は、発生した期の純損益として認識しております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

従業員から過去に提供された労働の対価として支払うべき現在の法的もしくは推定的な債務を負っており、かつその金額が信頼性をもって見積りが可能な場合に、支払われると見積られる額を負債として認識しております。

③ その他の従業員給付

退職後給付以外の長期従業員給付に対する債務は、従業員が過年度及び当年度において提供した労働の対価として獲得した将来給付の見積額を現在価値に割り引くことによって算定しております。

15) 株式に基づく報酬

当社グループは、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定しております。

16) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

① 資産除去債務

有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって、当該有形固定資産の除去に関する法令又は契約上の義務を負う場合に、除去に要する将来予想される支出相当額を現在価値に割り引いた金額を連結財政状態計算書上負債として認識するとともに、負債に対応する金額を有形固定資産及び投資不動産の一部として計上しております。将来の見積費用及び適用された割引率は毎年見直され、修正が必要と判断された場合は当該科目に加算又は控除しております。

② 製品保証引当金

販売製品のアフターサービス費用の支出に備えるため、将来発生すると見込まれるアフターサービス費用見込額を過去の実績を基礎として計上しております。なお、製品保証引当金繰入額は、連結損益計算書上「販売費及び一般管理費」に含めて表示しております。

17) 売上収益

当社グループでは、IFRS第15号の適用に伴い、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは主に、プリンター、複合機等の通信・プリンティング機器、家庭用ミシン、工業用ミシン、工作機械、減速機及び歯車、業務用通信カラオケシステム、産業用プリンティング機器等の販売を行っており、このような物品販売においては、通常は製品の引渡時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。これらの製品に関連するコンテンツサービス・保守・運用などの役務を顧客に対して提供する場合がありますが、これらの役務に関する履行義務については、基本的に時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

18) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための条件を満たし、補助金を受領することに合理的な保証がある場合は、補助金収入を公正価値で測定し、認識しております。発生した費用に対する補助金は、費用の発生と同じ報告期間に収益として計上しております。資産の取得に対する補助金は、繰延収益として認識し、関連する資産の耐用年数にわたって純損益に認識しております。

19) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定しております。税額の算定にあたっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、連結会計年度末日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に従っております。

繰延税金は、決算日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社及び関連会社並びに共同支配企業に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合
- ・子会社及び関連会社並びに共同支配企業に対する投資に係る将来減算一時差異のうち、予見可能な期間内に一時差異が解消されない可能性が高い場合

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識されます。

繰延税金資産及び負債は、連結会計年度末日において制定されている、又は実質的に制定されている法定税率及び税法に基づいて資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定されます。

繰延税金資産及び負債は、当期税金負債と当期税金資産を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しております。

法人所得税の不確実な税務ポジションについて、税法上の解釈に基づき税務ポジションが発生する可能性が高い場合には、合理的な見積額を資産又は負債として認識しております。

当社及び一部の連結子会社は、一つの連結納税グループとして法人税の申告・納付を行う連結納税制度を適用しております。

20) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

21) 株主資本

(普通株式)

普通株式は資本に分類し、「資本金」及び「資本剰余金」として連結財政状態計算書に計上しております。普通株式及びストック・オプションの発行に直接関連して発生したコストは資本剰余金から控除しております。

(自己株式)

自己株式は取得原価で評価され、資本から控除しております。当社の自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は、資本剰余金として認識されます。

22) 配当

配当金については、取締役会により承認された日の属する期間の負債として認識しております。

23) 公正価値の測定

特定の資産又は負債は、公正価値によって測定しております。当該資産又は負債の公正価値は、市場価格等の情報や、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチ等の算出技法に基づき、決定されております。

公正価値の測定に使用されるインプットは、以下の3つのレベルがあります。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

レベル3に分類された金融商品の公正価値の測定は、グループ会計方針に準拠して、公正価値測定の対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いて公正価値を測定しております。各報告期間の末日において実施した金融商品の公正価値の測定結果は、上位役職者によるレビュー及び承認を得ております。

(5)重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下の通りであります。

- ・連結の範囲（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 1）連結の基礎」）
- ・収益の認識と測定（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 17）売上収益」）
- ・営業債権その他の受取勘定の回収可能性（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 4）金融商品」及び「4. 金融商品に関する注記」）
- ・棚卸資産の評価（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 6）棚卸資産」）
- ・固定資産の耐用年数及び残存価額の見積り（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 7）有形固定資産～11）リース」及び注記「5. 投資不動産に関する注記」）
- ・使用権資産のリース期間（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 11）リース」）
- ・有形固定資産、使用権資産、無形資産（のれんを含む）及び投資不動産の減損（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 12）非金融資産の減損」及び注記「2. 連結財政状態計算書に関する注記（2）資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額」及び注記「6. のれんの減損に関する注記」）
- ・金融商品の公正価値（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 4）金融商品、23）公正価値の測定」及び注記「4. 金融商品に関する注記」）
- ・繰延税金資産の回収可能性（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 19）法人所得税」）
- ・引当金の認識と測定（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 16）引当金」）
- ・確定給付制度債務の測定（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 14）従業員給付」）

新型コロナウイルス感染症の影響は、その収束の時期や将来のキャッシュ・フローへの影響等を予測することは困難であります。ワクチン等の対策が検討され、経済活動は回復傾向であるものの、半導体等の部材不足は解消の見通しが立たず、供給制約が続く可能性が高く、また、港湾の混乱、需要と供給のアンバランスにより、海上輸送運賃の上昇が続く可能性が高いなど、当社グループの将来における事業活動に関する不確実性は継続しております。

当社グループは、このような状況が翌連結会計年度の業績に通期にわたって影響を及ぼすとの見積り及び見積りを伴う判断の仮定を置いておりますが、実際の結果によっては、翌連結会計年度以降の連結計算書類（特に、有形固定資産、使用権資産、無形資産（のれんを含む）及び投資不動産の減損）に重要な影響を与える可能性があります。

(6) 会計方針の変更

当社グループは、前連結会計年度に2020年5月28日に改訂されたIFRS第16号「リース」第46A項を早期適用いたしました。

さらに、2021年3月31日にIFRS第16号「リース」第46B(b)項が更新（以下、「更新後の基準」）されたことに伴い、当社グループでは、当連結会計年度より、以下の通り更新後の基準につきましても適用しております。

なお、更新後の基準の適用による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

新型コロナウイルス感染症の直接の結果として生じる賃料減免で、かつ、下記の条件のすべてが満たされる場合、当該賃料減免につきリースの条件変更として取り扱わず、変動リース料として処理しております。

- ・リース料の変更により生じる当該リース改訂後の対価が、当該変更の直前のリースの対価とほぼ同額であるか又はそれを下回ること
- ・リース料の減額が、当初の期限が2022年6月30日以前に到来する支払にのみ影響を与えること
- ・当該リース料の他の契約条件に実質的な変更がないこと

2. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	2,215百万円
その他の金融資産	19百万円

(2) 資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産	266,888百万円
使用権資産	22,236百万円
のれん及び無形資産	166,039百万円
投資不動産	5,882百万円

(3) 偶発債務

当社グループにおいて、重要な偶発債務はありません。

3. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	262,220千株	一千株	一千株	262,220千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行済株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	2,276千株	1,445千株	38千株	3,683千株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,445千株は、2022年2月1日開催の取締役会において決議された自己株式の取得による増加1,433千株、及び持分法適用関連会社が取得した自己株式（当社株式）の当社帰属分9千株、単元未満株式の買取による増加2千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少38千株は、ストック・オプションの行使による減少38千株、単元未満株式の買増請求による売渡しによる減少0千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

2021年5月19日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・配当金の総額 8,589百万円
- ・1株当たり配当金額 33円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月2日

2021年11月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 7,808百万円
- ・1株当たり配当金額 30円
- ・基準日 2021年9月30日
- ・効力発生日 2021年11月30日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの（2022年5月18日開催の取締役会における決議）

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・配当金の総額 8,801百万円
- ・1株当たり配当金額 34円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月2日

(4) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 785,000株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については流動性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。また、投資計画に照らして、必要な資金を長期借入金及び社債により調達しております。

営業債権及びその他の債権に含まれる受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、経理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、その他の金融資産に含まれる公正価値で評価される金融商品については、四半期ごとに公正価値の把握を行っております。

なお、デリバティブは経理規程に従い、ヘッジするリスクの対象の取引の元本の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における金融商品の帳簿価額及び公正価値については、次の通りであります。

	(単位：百万円)	
	帳簿価額	公正価値
資産		
償却原価で測定する金融資産		
(1) 現金及び現金同等物	167,915	167,915
(2) 営業債権及びその他の債権	102,685	102,685
(3) その他の金融資産	23,246	23,215
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
(4) その他の金融資産	4,906	4,906
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品		
(5) その他の金融資産	16,656	16,656
負債		
償却原価で測定する金融負債		
(6) 営業債務及びその他の債務	71,247	71,247
(7) 社債及び借入金	40,827	40,744
(8) その他の金融負債	28,326	28,326
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
(9) その他の金融負債	1,571	1,571

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び現金同等物、(2)営業債権及びその他の債権、(3)その他の金融資産、(6)営業債務及びその他の債務、(8)その他の金融負債)

短期間で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。その他については、将来キャッシュ・フローを期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値等により算定しております。公正価値の測定ではレベル2に分類しております。

(4)その他の金融資産、(5)その他の金融資産、(9)その他の金融負債)

上場株式及び社債の公正価値については、期末日の市場価格によって算定し、公正価値の測定では活発な市場が存在するか否かによりレベル1又はレベル2に分類しております。非上場株式等の公正価値については主としてマルチプル法又は時価純資産法により算定し、公正価値の測定ではレベル3に分類しております。非上場株式の公正価値測定にあたっては、評価倍率等の観察可能でないインプットを用いております。レベル3の金融商品に係る公正価値の測定は、関連する社内規程に従い実施しております。公正価値の測定に際しては、対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いております。また、公正価値の測定結果については上位役職者のレビューを受けております。経常的に公正価値で測定されるレベル3に分類される金融商品の公正価値の測定に関する重要な観察可能でないインプットは、EBIT倍率及び純資産倍率であります。当連結会計年度の公正価値の測定に用いられたEBIT倍率は5.8倍～23.8倍であり、純資産倍率は0.7倍～2.9倍であります。公正価値はEBIT倍率又は純資産倍率の上昇（低下）により増加（減少）します。

レベル3に分類される金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の公正価値の増減は重要ではありません。

デリバティブ等は、取引先金融機関等から提示された金利及び為替等の観察可能な市場データに基づいて算定しております。観察可能な市場データを利用して公正価値を算出しているため、公正価値の測定ではレベル2に分類しております。

(7)社債及び借入金)

社債及び借入金は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。観察可能な市場データを利用して公正価値を算出しているため、公正価値の測定ではレベル2に分類しております。

(3) 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

① 経常的に公正価値で測定されている金融商品

a. 公正価値ヒエラルキー

当連結会計年度（2022年3月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	—	1,081	3,825	4,906
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	15,115	—	1,541	16,656
合計	<u>15,115</u>	<u>1,081</u>	<u>5,366</u>	<u>21,562</u>
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他の金融負債	—	1,571	—	1,571
合計	<u>—</u>	<u>1,571</u>	<u>—</u>	<u>1,571</u>

b. レベル3の金融資産の増減

レベル3に分類された公正価値で測定される金融商品の当期首から当期末までの変動は、以下の通りであります。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

決算日時点での公正価値測定

	純損益を通じて公正 価値で測定する金融 資産	その他の包括利益を 通じて公正価値で測 定する金融資産	合計
	百万円	百万円	百万円
期首残高	3,380	1,990	5,371
利得及び損失合計	76	△604	△527
純損益（注）1	76	—	76
その他の包括利益（注）2	—	△604	△604
購入	1,072	155	1,227
売却等	—	—	—
外貨換算差額	42	0	42
その他	△748	△0	△748
期末残高	3,825	1,541	5,366

- （注）1. 純損益に含まれている利得及び損失は、決算日時点の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであります。これらの利得及び損失は、連結損益計算書の「その他の収益」及び「その他の費用」に含まれております。これらの利得及び損失のうち、当連結会計年度末において保有する金融資産に係るものは、76百万円であります。
2. その他の包括利益に含まれている利得及び損失は、決算日時点のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであります。

② 公正価値で測定されていない金融商品

公正価値で測定されていない金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

当連結会計年度（2022年3月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
資産：				
その他の金融資産	—	23,215	—	23,215
合計	—	23,215	—	23,215
負債：				
社債及び借入金	—	40,744	—	40,744
その他の金融負債	—	28,326	—	28,326
合計	—	69,071	—	69,071

5. 投資不動産に関する注記

(1) 投資不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、名古屋市その他の地域及び海外において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。

(2) 投資不動産の公正価値に関する事項

（単位：百万円）

帳簿価額	公正価値
7,858	19,658

(注) 1. 帳簿価額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 投資不動産の公正価値は、主として、独立の外部鑑定人による評価に基づいて、類似資産の取引価格を反映した市場取引価格等に基づき算定した金額であります。

6. のれんの減損に関する注記

当社グループは、のれんについて、毎期又は減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。

減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。

企業結合で生じたのれんは、取得日に、企業結合から利益がもたらされる資金生成単位（又はそのグループ）に配分しております。

のれんの帳簿価額の資金生成単位別内訳は以下の通りであります。

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
	百万円
ドミノ	78,898
その他	467
合計	79,366

ドミノ事業におけるのれんの使用価値は、経営者が承認した今後5年度分の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位の税引前加重平均資本コスト（WACC）により現在価値に割引いて算定しております。使用価値の算定に使用した税引前の割引率は、当連結会計年度において10.09%です。

将来キャッシュ・フローは、各製品が販売される市場において予測される市場の長期平均成長率等を見積っております。事業の継続価値を算定するために使用した成長率は、当連結会計年度において3.2%～6.0%です。

なお、当連結会計年度において、回収可能価額が帳簿価額を35,257百万円上回っていますが、使用価値の基礎となっている主要な仮定が変更された場合に減損が発生するリスクがあります。当連結会計年度においては、仮に割引率が1.59%上昇した場合又は事業の継続価値を算定するために使用した最終成長率が3.67%下落した場合、減損損失が発生する可能性があります。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

主たる地域市場と報告セグメントとの関連は以下の通りであります。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

報告セグメント

	プリンティング・ アンド・ ソリューションズ	パーソナル ・アンド・ ホーム	マシナリー	ネットワーク・ アンド・ コンテンツ	ドミノ	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
国内（日本）	34,342	3,107	24,754	28,958	8	14,057	105,228
米州	156,981	27,708	15,838	90	21,693	—	222,312
欧州	139,390	14,027	9,541	—	31,227	—	194,187
アジア他	50,581	4,229	23,493	124	19,587	2	98,017
中国	42,952	922	37,665	379	9,209	64	91,192
収益合計	424,247	49,995	111,292	29,552	81,726	14,123	710,938
リース	46	—	129	6,824	1,976	1,504	10,480
IFRS第15号 売上収益	424,201	49,995	111,163	22,728	79,750	12,619	700,458

(注) 売上収益は顧客の所在地に基づき地域別に分解しております。

当社グループの製品は、契約条件に照らし合わせて顧客が当該製品等に対する支配を獲得したと認められる時点が契約の履行義務の充足時期であり、顧客への製品の納品時、検収時、または契約の諸条件などに基づき収益を認識しております。これらの製品に関連する保守・運用などの役務を顧客に対して提供する場合がありますが、当該役務に関する履行義務については、基本的に時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて収益を認識しております。また、販売数量や販売金額などの一定の目標の達成を条件としたリベートなどを付けて販売する場合があります。その場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価からリベートなどの見積りを控除した金額で算定しております。リベートなどの見積りは過去の実績などで算定しており、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下の通りです。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	2021年4月1日	2022年3月31日
	百万円	百万円
顧客との契約で生じた債権	92,838	103,236
契約負債	7,143	9,408

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものは5,713百万円であります。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(注) 1. 契約負債は主に、顧客からの前受金に関連するものであります。

2. 契約負債について重要な変動はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、残存履行義務に配分した取引価格の総額に重要性はありません。

なお、当社グループでは、IFRS第15号第121項を適用し、契約期間が1年以内もしくはIFRS第15号第B16項の実務上の便法を適用する取引を開示対象外としております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当社グループはIFRS第15号第63項の実務上の便法を適用し、顧客に財またはサービスを提供した時点から対価の支払が1年以内に行われる場合には、顧客と約束した対価について重大な金融要素の調整を行っておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	2,170円46銭
(2) 基本的1株当たり当期利益	234円89銭
(3) 希薄化後1株当たり当期利益	234円18銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

科目	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	19,209	16,114	—	4,802	3,721	217,000	79,472
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△16,397
固定資産圧縮積立金の取崩					△207		207
当期純利益							65,213
自己株式の取得							
自己株式の処分			3				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	—	3	—	△207	—	49,023
当期末残高	19,209	16,114	3	4,802	3,513	217,000	128,496

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科目	株主資本		評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		
当期首残高	△2,730	337,590	9,651	1,064	348,306
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△16,397			△16,397
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
当期純利益		65,213			65,213
自己株式の取得	△3,005	△3,005			△3,005
自己株式の処分	54	57			57
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△2,788	60	△2,727
事業年度中の変動額合計	△2,951	45,867	△2,788	60	43,139
当期末残高	△5,681	383,458	6,863	1,124	391,445

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

前事業年度（ご参考）（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

科目	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
				固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	19,209	16,114	4,802	3,941	217,000	45,093
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△14,830
固定資産圧縮積立金の取崩				△219		219
当期純利益						49,008
自己株式の取得						
自己株式の処分						△17
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△219	－	34,379
当期末残高	19,209	16,114	4,802	3,721	217,000	79,472

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科目	株主資本		評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		
当期首残高	△2,859	303,301	4,002	1,060	308,364
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△14,830			△14,830
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
当期純利益		49,008			49,008
自己株式の取得	△19	△19			△19
自己株式の処分	148	130			130
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			5,649	3	5,652
事業年度中の変動額合計	129	34,289	5,649	3	39,941
当期末残高	△2,730	337,590	9,651	1,064	348,306

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております)

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 3～50年

機械及び装置 4～12年

工具、器具及び備品 2～20年

②無形固定資産 定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

特許権 8年

ソフトウェア 2～5年

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

期末現在に有する債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充当するため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充当するため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④製品保証引当金

販売製品のアフターサービス費用の支出に備えるため、将来発生すると見込まれるアフターサービス費用見込額を過去の実績と個別見積額に基づき計上しております。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、計算の結果、当事業年度末においては退職給付引当金が借方残高となったため、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理しております。

(4) ヘッジ会計

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。通貨金利スワップ取引について一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合には一体処理を、金利スワップ取引について特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
通貨金利スワップ取引	外貨建借入金
金利スワップ取引	借入金

③ヘッジ方針

通貨金利スワップ取引に関しては為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するためのものであります。金利スワップ取引に関しては、金利変動リスクを回避するためのものであります。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして有効性を判断しております。

なお、一体処理の要件を満たしており、一体処理によっている通貨金利スワップ取引及び特例処理の要件を満たしており、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社は主に、プリンター、複合機等の通信・プリンティング機器、家庭用ミシン、工業用ミシン、工作機械、業務用通信カラオケシステム、産業用プリンティング機器等の販売を行っており、このような物品販売においては、通常は製品の引渡時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。これらの製品に関連するコンテンツサービス・保守・運用などの役務を顧客に対して提供する場合がありますが、これらの役務に関する履行義務については、基本的に時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて収益を認識しております。なお、収益認識に関する会計基準の適用指針98項の要件を満たすものについては、出荷時に収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

2. 重要な会計上の見積り

ドミノプリンティングサイエンス株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

表示場所	当事業年度
貸借対照表：関係会社株式	195,579

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ドミノプリンティングサイエンス社の株式の評価を行うにあたり、株式の実質価額を算出し、実質価額が著しく低下し回復の可能性が見込めない状況にないことを確認しております。実質価額の算定にあたっては、超過収益力等を反映しており、超過収益力は、連結計算書類に計上されているドミノ事業に係るのれんと同様の経営者の見積要素が含まれます。①の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表 注記事項6. のれんの減損に関する注記」の内容と同一であります。

3. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までの従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

また、顧客との契約における履行義務の識別を行ったことにより、当社が顧客に対して支払う対価である販売促進費などについて、従来、販売費及び一般管理費として会計処理していたものを、当事業年度より売上から控除しております。

この結果、当事業年度の売上高が2,023百万円、売上原価が22百万円、販売費及び一般管理費が1,989百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ11百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

4. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 棚卸資産

棚卸資産の内訳は、次の通りであります。

商品及び製品	4,731百万円
仕掛品	2,453
原材料及び貯蔵品	9,046
合計	16,232

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 133,049百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権	43,534百万円
② 短期金銭債務	46,818

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高	360,217百万円
(2) 仕入高	241,451
(3) その他営業費用	13,910
(4) 営業取引以外の取引高	56,245

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,947千株	1,435千株	38千株	3,344千株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,435千株は、2022年2月1日開催の取締役会において決議された自己株式の取得による増加1,433千株、単元未満株式の買取による増加2千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少38千株は、ストック・オプションの行使による減少38千株、単元未満株式の買増請求による売渡しによる減少0千株であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券等評価損	8,523百万円
賞与引当金	1,713
減価償却費	1,661
退職給付信託設定有価証券	720
未払事業税	645
未払費用	410
未払金	375
棚卸資産評価損	329
製品保証引当金	28
その他	1,475
繰延税金資産小計	15,882
評価性引当額	△8,777
評価性引当額小計	△8,777
繰延税金資産合計	7,105
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,574
退職給付信託返還有価証券	△2,464
前払年金費用	△1,742
固定資産圧縮積立金	△1,549
その他	△68
繰延税金負債合計	△8,399
繰延税金負債の純額	△1,294

9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ブラザーインターナショナル コーポレーション (U. S. A.)	所有 直接 100%	当社製品の販売	P&S、P&H、マ シナリー事業 製品の販売	125,656	売掛金	10,758
子会社	ブラザーインターナショナル (ヨーロッパ)	所有 直接 100%	当社製品の販売	P&S事業 製品の販売	96,577	売掛金	8,159
子会社	兄弟高科技 (深圳) 有限公司	所有 間接 100%	当社製品の仕入	P&S事業 製品の購入	42,365	買掛金	2,597
子会社	ブラザーインダストリーズ (フィリピン)	所有 直接 100%	当社製品の仕入	P&S事業 製品の購入	45,123	買掛金	5,286
子会社	ブラザーインダストリーズ (ベトナム)	所有 直接 100%	当社製品の仕入	P&S事業 製品の購入	93,392	買掛金	6,218
子会社	ブラザー販売㈱	所有 直接 100%	当社製品の販売 資金の貸借	P&S、P&H、マ シナリー事業 製品の販売	23,807	売掛金	2,011
				資金の預り (注)3,4	8,154	グループ 預り金	8,041
				利息の支払	2	—	—
子会社	ブラザーインターナショナル㈱	所有 直接 100%	当社製品の販売	P&S、P&H 事業製品 の販売	35,726	売掛金	3,263
子会社	ブラザーファイナンス (U. K.)	所有 直接 100%	資金の貸借	資金の預入 (注)5	9,828	グループ 預け金	4,145
				利息の受取	3	—	—
子会社	兄弟 (中国) 商業有限公司	所有 直接 100%	当社製品の販売 資金の貸借	P&S、P&H 事業製品 の販売	23,091	売掛金	1,424
				資金の借入 (注)3,4	8,164	短期 借入金	9,283
				利息の支払	200	—	—
子会社	ブラザー不動産㈱	所有 直接 100%	不動産関連の取引	建物等 の購入等	6,058	未払金	876

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 事業の種類別セグメントの名称を、以下の通り省略しております。

P&S：プリンティング・アンド・ソリューションズ P&H：パーソナル・アンド・ホーム

2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
3. 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保・保証の差入はありません。
4. 資金の借入及び預りの取引金額は、期中平均残高であります。
5. 資金の預入については、資金決済が随時行われており、取引金額としての把握が困難であるため、期末残高のみ記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,507円76銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 250円67銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 追加情報に関する注記

新型コロナウイルス感染症の影響は、その収束の時期や将来のキャッシュ・フローへの影響等を予測することは困難であります。ワクチン等の対策が検討され、経済活動は回復傾向であるものの、半導体等の部材不足は解消の見通しが立たず、供給制約が続く可能性が高く、また、港湾の混乱、需要と供給のアンバランスにより、海上輸送運賃の上昇が続く可能性が高いなど、当社の将来における事業活動に関する不確実性は継続しております。

当社は、このような状況が翌事業年度の業績に通期にわたって影響を及ぼすとの見積り及び見積りを伴う判断の仮定を置いておりますが、実際の結果によっては、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。